

○島田市訪問看護事業運営規則

平成17年5月5日

規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項の訪問看護を行う事業（以下「高齢者訪問看護事業」という。）、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項の訪問看護を行う事業（以下「健康保険訪問看護事業」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項の訪問看護を行う事業（以下「介護保険訪問看護事業」という。）、同法第8条の2第3項の介護予防訪問看護を行う事業（以下「介護予防訪問看護事業」という。）及び島田市訪問看護事業に関する条例（平成17年島田市条例第97号。以下「条例」という。）第3条第4号に掲げる事業（以下「その他の訪問看護事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平18規則15・平19規則47・平27規則17・平28規則6・一部改正）

(運営方針)

第2条 高齢者訪問看護事業、健康保険訪問看護事業、介護保険訪問看護事業及びその他の訪問看護事業は、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、心身の機能が低下した状態にある在宅の者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 介護予防訪問看護事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身に機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 前2項に規定する事業（以下「訪問看護事業」という。）を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（平18規則15・平19規則47・平24規則52・平28規則6・一部改正）

(職員)

第3条 島田市訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）に、次に掲げる者（以下「職員」という。）を置く。

(1) 管理者（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号。以下「県規則」という。）第64条第1項及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号。以下「指定訪問看護基準」という。）第3条第1項の管理者をいう。以下同じ。）

(2) 看護職員（県規則第63条第1項第1号ア及び指定訪問看護基準第2条第1項第1号の看護職員をいう。以下同じ。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項第2号の看護職員の員数は、県規則第63条第1項第1号ア及び指定訪問看護基準第2条第1項第1号に規定する員数とする。

（平24規則52・全改、平26規則14・一部改正）

（職員の職務）

第4条 管理者は、ステーションの業務を統括する。

2 看護職員は、管理者の命を受けて、第9条に規定する訪問看護を行う。

3 前条第1項第3号に規定する者は、訪問看護事業に関し必要な業務を行う。

（平28規則6・全改）

（運営時間）

第5条 ステーションの運営時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、運営時間を変更することができる。

（平18規則35・平22規則28・一部改正）

（休業日）

第6条 ステーションの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（運営時間外及び休業日の訪問看護）

第7条 市長は、休業日においても、計画的な訪問看護を行うものとする。

2 市長は、運営時間外及び休業日においても、利用者及びその家族等から電話等により看護に関する意見を求められたときに常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制を確保するものとする。この場合において、市長は、

当該体制による訪問看護を利用することにあらかじめ同意した利用者に限り、当該訪問看護を行うものとする。

(平28規則6・追加)

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護は、主治の医師が発行する訪問看護指示書及び看護職員が作成する訪問看護計画書に基づき提供するものとする。ただし、その他の訪問看護事業については、この限りでない。

2 看護職員は、訪問看護を行ったときは、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとする。

(平24規則52・全改、平28規則6・旧第7条繰下・一部改正)

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病状及び健康状態の管理
- (2) 主治の医師の指示に基づく医療処置
- (3) 療養上の世話
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活指導及び家族への支援
- (6) 主治の医師及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携

(平18規則15・平24規則52・一部改正、平28規則6・旧第8条繰下・一部改正)

(通常の訪問看護事業の実施地域)

第10条 通常の訪問看護事業の実施地域は、島田市の区域とする。

(平24規則52・追加、平28規則6・旧第9条繰下)

(利用者の範囲)

第11条 訪問看護を受けることができる者は、疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であつて、主治の医師が必要と認めたものとする。

(平18規則15・平19規則47・一部改正、平24規則52・旧第9条繰下、平28規則6・旧第10条繰下・一部改正)

(利用料の減額又は免除)

第12条 条例第6条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、訪問

看護利用料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、訪問看護利用料減免通知書（様式第2号）を交付する。

（平28規則6・追加）

（取消料の徴収の特例）

第13条 条例別表取消料の項の規則で定める場合は、利用者の病状の急変その他の市長がやむを得ない事由があると認める場合とする。

（平28規則6・追加）

（看護職員証の携帯）

第14条 看護職員は、訪問看護を行うときは、島田市訪問看護職員証（様式第3号）を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（平24規則52・旧第13条繰上、平28規則6・旧第11条繰下）

（緊急時における対応）

第15条 看護職員は、現に訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（平24規則52・旧第14条繰上、平28規則6・旧第12条繰下・一部改正）

（訪問看護事業運営会議）

第16条 訪問看護事業の円滑な運営を図るため、訪問看護事業運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議について必要な事項は、別に定める。

（平24規則52・旧第15条繰上・一部改正、平28規則6・旧第13条繰下）

（虐待防止の措置）

第17条 市長は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員に対する当該委員会の結果の周知徹底

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修の定期的な実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

（令5規則43・追加）

(身体的拘束等の原則禁止)

第18条 訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(令6規則25・追加)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、訪問看護事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則52・旧第16条繰上・一部改正、平28規則6・旧第14条繰下、令5規則43・旧第17条繰下、令6規則25・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市訪問看護事業運営規則（平成9年島田市規則第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月30日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日規則第47号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の島田市訪問看護事業運営規則の規定により承認された訪問看護の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第28号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月5日規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までになされた改正前の島田市訪問看護事業運営規則第10条第1項の規定による訪問看護の利用の申込みに係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第17号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に実施した訪問看護事業から適用する。

附 則（令和5年8月14日規則第33号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月29日規則第43号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第12条関係）

訪問看護利用料減免申請書

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

次のとおり利用料の減額又は免除を受けたいので、申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減額又は免除を受けようとする理由	
減額又は免除を申請する額	円

様式第2号（第12条関係）

訪問看護利用料減免通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



次のとおり利用料を減額又は免除するので、通知します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	規定の利用料	減額又は免除の額	差引納入額
減 額 又 は 免 除 の 内 容	円	円	円
備 考			

様式第3号（第14条関係）

（表）

		第 号
島田市訪問看護職員証		
写 真 貼 付	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、島田市訪問看護事業に従事する看護職員であることを証明する。		
年 月 日		
島田市長		印

（裏）

<p>1 看護職員は、訪問看護事業に従事する場合には、必ず本証を携帯しなければならない。</p> <p>2 看護職員は、関係人の請求があったときは、いつでも本証を提示しなければならない。</p> <p>3 看護職員は、本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証の有効期限は、年 月 日までとする。</p> <p>5 看護職員は、本証の有効期限が満了したとき、又は看護職員の身分を喪失したときは、速やかに本証を市長に返還しなければならない。</p>
--

様式第 1 号 (第12条関係)

(平28規則 6 ・ 追加、令 5 規則33 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第12条関係)

(平28規則 6 ・ 追加)

様式第 3 号 (第14条関係)

(平24規則52 ・ 旧様式第 3 号 ・ 一部改正、平28規則 6 ・ 旧別記様式 ・ 一部改正)